

高松市西部クリーンセンター一般廃棄物搬入管理要綱

（目的）

第1条 この要綱は、高松市西部クリーンセンター（以下「西部クリーンセンター」という。）への一般廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）の搬入に関し必要な事項を定めることにより、西部クリーンセンターのごみ処理業務の適正な管理運営に資することを目的とする。

（施設の設置）

第2条 一般廃棄物の焼却及び破碎・選別処理を行うため、西部クリーンセンターに焼却施設及び破碎施設を置く。

（搬入時間等）

第3条 西部クリーンセンターに一般廃棄物を搬入することができる時間及び一般廃棄物を搬入することができない日は、次のとおりとする。

（1） 搬入することができる時間

ア 焼却施設

午前8時30分から午後4時30分まで（土曜日にあつては正午まで）

イ 破碎施設

午前8時30分から午後3時まで（土曜日にあつては正午まで）

（2） 搬入することができない日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日まで

エ アからウまでに掲げる日のほか、破碎施設については次に掲げる日

（ア） 自己搬入分については月曜日から金曜日まで

（イ） 自己搬入分以外のものについては土曜日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、搬入することができる時間若しくは搬入することができない日又はその両方を変更することができる。

（搬入することができない一般廃棄物）

第4条 次に掲げる一般廃棄物は、西部クリーンセンターに搬入することができない。

(1) 本市及び綾川町（以下「関係市町」という。）の行政区域外において排出されたもの。ただし、協定に基づき本市が処理を行う、協定先の地方公共団体（一部事務組合にあっては構成する市町村。以下「協定地方公共団体」という。）の行政区域において排出されたものは、この限りでない。

(2) 別表第1に規定する搬入禁止物

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物

(4) 次条に規定する搬入基準に適合しないもの

(5) その他市長が西部クリーンセンターのごみ処理業務に支障があると認めるもの

（搬入基準）

第5条 西部クリーンセンターに搬入することができる一般廃棄物の基準は、焼却施設については別表第2、破碎施設については別表第3のとおりとする。

（搬入対象者の範囲）

第6条 西部クリーンセンターに一般廃棄物を搬入することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 関係市町及び関係市町から一般廃棄物の収集運搬を受託した者

(2) 協定地方公共団体及び協定地方公共団体から一般廃棄物の収集運搬を受託した者

(3) 関係市町による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者

(4) 関係市町の行政区域内において排出された一般廃棄物を自ら搬入する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に搬入を認める者

（搬入の手続）

第6条の2 前条第4号の一般廃棄物を自ら搬入する者は、一般廃棄物搬入申込書（自己搬入）（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第7条 西部クリーンセンターに一般廃棄物を搬入する者（以下「搬入者」という。）は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 第5条に規定する搬入基準に従い、分別を徹底して搬入すること。
- (2) 西部クリーンセンターへの運搬又は搬入に際し、一般廃棄物が飛散し、又は流出しないようにすること。
- (3) 西部クリーンセンターへの運搬又は搬入に際し、一般廃棄物を飛散させ、又は流出させたときは、自らの責任において、当該一般廃棄物の除去及び清掃を行うこと。
- (4) 搬入する一般廃棄物について計量、検査等を受けること。
- (5) 西部クリーンセンターの職員が行う計量業務、西部クリーンセンターの職員又は運転管理事業者（西部クリーンセンター内の運転管理業務を受託した事業者をいう。以下同じ。）の従業員が行う検査業務等に協力し、その指示に従うこと。
- (6) 計量台へは最徐行で進入し、計量台上で急停車又は急発進をしないこと。
- (7) 西部クリーンセンター内の通行区分、標識、信号等の指示に従うこと。
- (8) 西部クリーンセンター内では事故の防止に努めるとともに、常に安全を確認して作業を行うこと。
- (9) その他西部クリーンセンターの職員及び運転管理事業者の従業員の指示及び指導に従うこと。

(搬入の拒否等)

第8条 市長は、搬入者が関係法令、この要綱若しくは本市の他のごみ処理施設の一般廃棄物搬入管理要綱に違反したとき、又は西部クリーンセンターの管理運営に支障があると認めるときは、当該搬入者が搬入した一般廃棄物の全部若しくは一部を西部クリーンセンターの施設外へ撤去するよう命じ、又は当該搬入車両を占有している者に対し、期間を定めて、西部クリーンセンターへの一般廃棄物の搬入を拒否することができる。

2 市長は、前項の規定により搬入を拒否したときは、搬入者にその内容を通

知するものとする。

（損害賠償）

第 9 条 搬入者は、自己の責めに帰すべき理由により、西部クリーンセンターの施設、設備等を損傷し、若しくは滅失し、又は第三者に損害を与えたときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

搬入禁止物	品目の例示
有害性・有毒性を有するもの	(1) 農薬等（除草剤、殺虫剤、化学肥料等）、薬品（劇薬、化学薬品等）、溶剤（シンナー等）、殺虫剤、漂白剤、多量の塩化ビニール等有害性・有毒性を有するもの (2) 焼却処理によって有害物質に変化するもの (3) 前 2 号に掲げるものを充てんする容器で内容物が残っているもの
危険性を有するもの	注射針等
引火性・爆発性を有するもの	(1) ガス、ガソリン、オイル、ベンジン、固形燃料、灯油、溶剤、火薬（花火を含む。）、塗料、廃油（重油、軽油等）、マッチ、着火剤等引火性・爆発性を有するもの (2) 前号に掲げるものを充てんする容器で、内容物が残っているもの、又は密閉されているもの
多量の汚水等を含むもの	汚泥及び多量の水分又は油分を含むもの（内容物が残っている缶、びん等の容器を含む。）
火気のあるもの	燃え殻、灰等で消火が不完全であるもの
悪臭を発するもの	腐臭のする多量の動植物性残さ、泥状物等
粗大物	幅・長さ・高さのいずれかが 1.5 m を超える大型のもの（家具等の木製品、家庭用電化製品を除く。）
処理が困難なもの	(1) 発動機、発電機、パイプ等長尺物、鋼板、型钢、FRP 製品、スチールチェーン、ワイヤー、ビニールシート、石（石材、漬物石等）、グラندピアノ、耐火金庫、自動車部品（マフラー、バンパー等）、太陽光発電パネル等 (2) その他適正な処理が困難であると市長が認めるもの
法律等で回収方法が定められ再資源化するもの	(1) ボタン電池、充電式電池（リチウムイオン電池等） (2) デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRT ディスプレイ/一体型パソコン、液晶ディスプレイ/一体型パソコン (3) 携帯電話機（PHS を含む。） (4) FRP 製船 (5) オートバイ (6) 消火器

別表第 2（第 5 条関係）

焼却施設

搬入基準	品目の例示
容易に焼却できるもの	(1) 生ごみ（調理くず、残飯、茶殻、貝殻、卵殻等） (2) 紙くず（ちり紙、写真、手紙、はがき、カレンダー等） (3) 繊維くず（衣類、裁断くず、雑きん、軍手、ぬいぐるみ、毛糸等） (4) 木・竹製品（ほうき、鉛筆、げた、竹くし、はし、ようじ等） (5) テープ類（カセットテープ、ビデオテープ、インクリボン等で少量のもの） (6) 寝具等（布団、座布団、クッション、枕等） (7) せん定ごみ（自らせん定したもので太さ（直径）5 cm 以下、長さ 50 cm 以下のもの） (8) 落葉、枯葉等 (9) 廃食油（紙・布に浸したものの、固形化したもの）
焼却処理が必要なもの	(1) 紙おむつ（汚物を除去したもの） (2) 犬・猫用トイレの砂等で少量（1 袋 10 kg 以下で 2 袋まで）のもの (3) 犬・猫等の死体（段ボール箱等に収納したもの）
灰類	練炭、豆炭、かいろ灰、燃え殻等（水を含ませること等により完全に消火しているもので、かつ、少量（1 袋 10 kg 以下で 2 袋まで）のもの）

別表第 3（第 5 条関係）

破碎施設

搬入基準	品 目 の 例 示
破碎ごみ	(1) プラスチック製品（バケツ、洗面器、歯ブラシ、プラモデル、ホース（長さ 50 cm 以下）等） (2) 陶磁器類（茶碗、皿、植木鉢、花瓶等） (3) 皮革・合成製品（靴、サンダル、鞆、グローブ、財布等） (4) ガラス・びん類（耐熱ガラス、板ガラス、化粧品びん、コップ等） (5) 小型家具（カラーボックス、座いす、テレビ台、人形ケース等） (6) 小型家電製品（オーブントースター、アイロン、電話機等） (7) 小型金属製品（やかん、鍋、フライパン、スプーン、缶類、アルミホイル等） (8) 複合素材製品（傘、ボールペン、玩具、ちりとり、ポット等）
臨時・粗大ごみ （第 3 号から第 5 号までに掲げる品目に係る廃棄物については、市民が自らの家庭から排出したものを自己搬入する場合に限る。）	(1) 大型家具（ベッド、カーペット、ソファ、本箱、たんす等） (2) 大型日用品（布団、自転車、衣装ケース等） (3) 大型家電製品（ファンヒーター、こたつ等） (4) 機器類（鉄あれい、ボウリングのボール、草刈り機（家庭用）等） (5) 1 回当たりの搬入数量等を制限して受け入れるもの ア アルミサッシ・サッシ（10 枚まで） イ ガラス（100 kg まで） ウ カーポート（1 台分を解体し、長さ 1 m 以下） エ コンクリート殻（100 kg まで） オ 板くず（ベニヤ板を含む。）（長さ 1 m 以下、厚さ 5 cm 以下で 100 kg まで） カ 材木（長さ 1 m 以下、太さ（直径）20 cm 以下で 100 kg まで） キ 焼却灰（100 kg まで） ク 畳（16 枚まで） ケ 波トタン板（10 枚まで） コ ふすま・障子（10 枚まで） サ プレハブ（1 坪以下を解体し、長さ 1 m 以下） シ ブロック（20 個まで）、レンガ（40 個まで）、瓦（30 枚まで） ス 練炭・豆炭（100 kg まで） セ 土・砂・小石（1 袋 10 kg 以下で 10 袋まで） ソ 波スレート・断熱材・断熱ボード（10 枚まで） タ 自動車用タイヤ（4 本まで） チ 自動車・オートバイ用バッテリー（2 個まで） ツ 被災ごみ（家財道具に限る。）

	(6) その他市長が認めるもの
有害ごみ (市民が自らの家庭から排出した廃棄物を自己搬入する場合に限る。)	筒型乾電池、水銀体温計、蛍光管、ライター(使い捨てライターを含む。)等

注

1 「破碎ごみ」の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 刃物、先のとがったもの、ガラスくず等は「危険物」と表記し、紙等で包んでおくこと。
- (2) 缶類のうちスプレー缶及びカートリッジガスボンベについては、穴を開けて、内容物を取り除いておくこと。
- (3) ガラスびん及びペットボトルのキャップ、ふた等は、必ず取り除いておくこと。

2 「臨時・粗大ごみ」の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 家具類、布団等のうち、事務所、商店、工場等から事業系一般廃棄物として排出されるものについては、数量等を制限することがある。
- (2) ファンヒーター、石油ストーブ等の燃料は抜き取り、着火用乾電池は取り除いておくこと。

別記様式（第6条の2関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

搬入者

住 所

氏 名

電話番号（ - - ）

一般廃棄物搬入申込書（自己搬入）

高松市西部クリーンセンターに、一般廃棄物を搬入したいので、次のとおり申し込みます。

なお、搬入に際しては、注意事項を遵守するとともに、必ず施設係員の指示に従います。

◆ごみの種類（○印を付けてください）	
（ 燃やせるごみ ）	（ 破砕ごみ ）
※ 受付No.（ ）・受付時間 午前 ・ 午後 時 分	
※ 処理確認 □（済）	

※の欄は記入しないでください。

本申込書に記載された個人情報は、高松市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。